

農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行説明会（WEB開催）に係るQ & A

整理No	質問内容	回 答
1	車幅の緩和措置により車検証が取れているトラクターに、直接連結もしくはけん引で2.5m以上の作業機の場合に、トラクターの車幅提示の上にかぶせての表示をしなければならないのか	直装式またはけん引式の作業機の車体への車幅表示は、直装式作業機は取り付け状態の幅を、けん引式は作業機の幅を作業機の後面に表示してください。
2	各作業機の幅に応じて、トラクターには提示しなければならないのか。または、所有している最大幅の提示でも良いのか。	直装式作業機の幅が2.5mを超える場合は、各作業機毎の取り付け状態の幅を農耕トラクタの運転者席に表示することが必要です。
3	トラクターでけん引する作業機すべて自動車になるので、後退灯を設置しなければならないことになるのか。	長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.0メートル以下、かつ、最高速度15キロメートル毎時以下の小型特殊自動車にけん引される作業機は、後退灯の備え付けは不要です。
4	2.5mを超える作業機全て、陸運支局に持参をし打刻しなければならないのか	道路運送車両法上の自動車となるもので車台番号がないものには打刻が必要となりますが、けん引式作業機への車台番号の打刻の必要性については最寄りの運輸支局にご相談願います。
5	ゴムクローラ式農耕トラクターで、作業機を直接装着して2.5m以上の場合の申請においての軸数や軸重はどうなるのか	申請するトラクター、作業機の形状により申請方法が変わってきますので、通行する予定の道路管理者にお問い合わせ願います。また政令により原則、カタピラでの舗装道路での走行は路面を損傷するおそれのないものであるなどの場合を除き禁止されております。
6	2.5m以上の作業機を直接装着またはけん引する場合、農耕トラクタ1台に対し、各作業機ごとに申請となるのか	申請するトラクター、作業機の組み合わせにより申請方法が変わってくる場合もありますので、通行する予定の道路管理者にお問い合わせ願います。なお、農耕トラクタと作業機の組み合わせによっては、複数の作業機を同時に申請することも可能となっております。
7	2.5m以上の作業機を直接装着またはけん引して公道を走行する場合、所在地の市町村道及び道道を管内一円として申請して良いのか。	現在の申請の取扱については、「出発地」「目的地」を設定して経路を申請することになっておりますので、管内1円の申請は認められておりません。
8	申請の開始月は、随時開始なのか開始月が決まっているのか	特殊車両の通行許可申請は随時受付しております。申請される通行経路の道路管理者にお問い合わせ願います。

農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行説明会（WEB開催）に係るQ & A

整理No	質問内容	回 答
9	タイヤから上部にかけて幅が広がっている作業機があるが、幅は最大幅で申請か	トラクターと作業機を接続した状態での最大寸法（幅・長さ・高さ）の申請となります。
10	トラクターのフロントに2.5m以上の作業機を装着した場合も申請が必要か	トラクターと作業機を接続した状態での最大寸法（幅・長さ・高さ）の申請となりますので幅が2.5mを超える場合は申請が必要となります。
11	トラクターのフロント及び後部に、2.5m以上の作業機を直接装着した場合の申請の全長は、前部の先端から後方の先端までの長さになるのか	トラクターと作業機を接続した状態での最大寸法（幅・長さ・高さ）の申請となりますので前部の先端から最後部までが長さとなります。なお、幅が2.5mを超えない場合でも長さが12mを超える場合は申請が必要となります。
12	小型農耕トラクターで、後軸にタイヤをトラック同様にダブルにした場合に、タイヤだけが2.5m以上になる場合は申請が必要か	タイヤの部分を含めて、幅が2.5mを超える場合は申請が必要となります。
13	自治体が、農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの特殊車両通行許可申請を受けた場合、通行を許可する前に、現地にて走行する車両の灯火器類、外側表示板等の確認を行わなければならないのか？	自動車の保安基準への適合性は使用者が確認し、適合するよう自動車を維持することになっております。特殊車両通行許可申請のあった自動車の保安基準への適合性について疑義が生じましたら最寄りの運輸支局にご相談願います。
14	説明会の中で、けん引式農業機械を付けた農機を運行する際にけん引免許の要否について言及がありませんでしたが、必要ということで間違いないでしょうか？	道路交通法上の大型特殊自動車に該当する農耕トラクタには、「大型特殊免許」が必要です。さらに、車両総重量が750kgを超えるトレーラをけん引する場合には、「大型特殊免許」の他に「けん引免許」が必要です。なお、車両総重量が750kg以下のトレーラをけん引する場合には、「けん引免許」は不要です。